

【さかえ会の福祉介護職員処遇改善制度について】

2024年版

※事業の種別及び組み合わせや職員数、履歴などが異なるため各法人で加算金額や手当金額は全て異なる

2009年 ～2013年	2009年 H21年				2010年 H22年								2011年 H23年								2012年 H24年			2013年 H25年																	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・処遇加算(旧)	83万円/月				89万円/月								84万円/月								76万円/月			71万円/月																	

2014年 ～2016年	2014年 (H26年)												2015年 (H27年)												2016年 (H28年)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・処遇加算(旧)	71万円/月												140万円/月												131万円/月											
																									4万円/月 (ショートステイ事業 開始)											

2017年 ～2019年	2017年 (H29年)												2018年 (H30年)												2019年 (H31/R1年)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・処遇加算(旧)	182万円/月												190万円/月												189万円/月											
市・特定加算(旧)																									43万円/月											

2020年 ～2020年	2020年 R2年												2021年 R3年												2022年 R4年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・処遇加算(旧)	180万円/月												204万円/月												193万円/月											
市・特定加算(旧)	43万円/月												57万円/月												54万円/月											
市・特例ケア等加算(旧)																									29万円/月											
(府) 臨時特例助成金																									48万円/月											

2023年 ～2024年	2023年 R5年												2024年 R6年												処 遇 加 算 関 連 手 当	【手 当】 給与に上乗せ 支給する手当	標準的な手当金額	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			処遇改善手当	基本給 の10%
市・処遇加算(旧)	193万円/月												193 万円/月	市・処遇改善加算(新) 処遇改善加算等の支援を一本化												特定処遇手当	6,400 円	(左記金額)
市・特定加算(旧)	47万円/月												47万円/月													特例ケア支援	9,000 円	× (常勤比率)
市・特例ケア支援(旧)	29万円/月												29万円/月													処遇臨時特例	3,300 円	
(府) 臨時特例助成金													25万円/月													資格手当	資格種別による	上と同じ

市・処遇加算(旧)		R5 法人受給金額	R5 給与改善金額	市・処遇改善加算(新)	加 算 以 外 他	
処遇加算(旧)	福祉介護職員への処遇改善支援制度	20,349,405	34,003,918	処遇加算の加算率は約2%増加、 報酬改定(単位数)は約2%減少見込 結果、加算金額は前年横這又は 微増かと予測		
特定加算(旧)	2019年に職員グループ別に追加された制度	5,657,403	8,317,185			
特例ケア支援(旧)	2022年に職員全員対象に追加された制度	5,145,376	8,048,408			
合 計		31,152,184	50,369,511			
					GH泊り手当	1泊1,000 円
				指導育成手当	業績評価等による	左と同じ
				特別手当	業績評価等による	左と同じ
				研修支援	一回目受講料援助	

令和6年4月1日

ヘルパー各位

訪問介護事業所「旭陽」  
岸本 明典

ヘルパーの皆様には日ごろのご活動に感謝申し上げます。

令和6年2月～5月の介護報酬の賃金改善の補助として、「介護職員処遇改善支援補助金」が交付されます。(賃金改善実施期間は、令和6年4月～7月)

又、令和6年度は、令和6年6月から「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ハーフアップ等加算」の制度が一本化され「介護職員等処遇改善加算(新加算)」となります。(算定対象期間・令和6年4月～令和7年3月、賃金改善実施期間・令和6年6月～令和7年5月)

旭陽は、「補助金」と「介護職員等処遇改善加算(新加算)」の申請をし、6月からの新加算は、「加算II」となる予定です。

ヘルパーの皆様には、

- 補助金による賃金改善期間の4/19、5/20、6/20、7/19支給の給与は、「介護職員処遇改善支援補助金」と「加算」から
  - \*「資格熟練手当」と「処遇改善手当」「特例ペア支援手当」は、従来通り継続します。
  - \*「処遇臨時特例手当」として、常勤6,000円として、ヘルパーは常勤換算で支給します。
- 8/20以降支給の給与は、「新加算」から、
  - \*「資格熟練手当」と「処遇改善手当」は、従来通り継続します。
  - \*「特例ペア支援手当」は、7月稼働分から、  
「常勤換算から支給」から「1回の稼働につき90円支給」に変更します。  
「特例ペア支援手当」が600円に満たない時は600円を支給します。
- 「補助金」や「加算額」が賃金改善額より上回る場合は、「一時金」として賃金改善実施期間の最終月に支給致します。
- ただし、各「手当」は、介護実績、職員の増減により変動する場合があります。

---

※「資格熟練手当」…前年度の常勤換算で支給します。

常勤換算とは、常勤の職員が働く勤務時間を1とした場合に、非常勤職員がどれくらいの勤務時間割合になるか換算する事で、「資格熟練手当」に関しては、前年の2月稼働～本年1月稼働(12ヶ月)の実績で、計算しています。

※「処遇改善手当」…4ヶ月間の稼働時間×220円を4ヶ月毎に支給します。

(4月～7月稼働分を8月支給。8月～11月稼働分を12月支給。12月～3月稼働分を4月に支給。)

※「特例ペア支援手当」…7/19支払いの給与は、常勤換算で支給。

8/20支払いの給与(7月稼働分)から1回の稼働につき90円支給。

尚、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。